

議案第 19 号

野田市関宿総合公園及び野田市営関宿少年野球場の指定管理者の指定について

次のとおり関宿総合公園及び野田市営関宿少年野球場の指定管理者を指定する。

公の施設の名称		野田市関宿総合公園 野田市営関宿少年野球場
指 定 管 理 者	所在地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目244番地1
	名称	毎日・首都圏・シンコースポーツ共同事業体 共同事業体の代表者 毎日興業株式会社 代表取締役 田部井 良
指定の期間		令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和4年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

## 提案理由

野田市関宿総合公園及び野田市営関宿少年野球場の指定管理者として、毎日  
・首都圏・シンコースポーツ共同事業体を指定しようとするものである。

## 野田市関宿総合公園及び野田市営関宿少年野球場指定管理者候補者 選定結果について

### 1 指定管理者募集施設

野田市関宿総合公園、野田市営関宿少年野球場

### 2 募集方法

公募

### 3 応募状況

1者

毎日・首都圏・シンコースポーツ共同事業体

共同事業体の代表者

毎日興業株式会社

埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目244番地1

### 4 選定した指定管理者候補者

毎日・首都圏・シンコースポーツ共同事業体

共同事業体の代表者

毎日興業株式会社

埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目244番地1

### 5 選定理由

事前に提出された事業計画書等応募書類及び応募者によるプレゼンテーションを委員5名で審査した結果、当該応募者は、総得点が合格基準点を満たしていたので、指定管理者候補者として適当と判断し、指定管理者候補者として選定した。採点結果及び選定委員会会議録は、別紙のとおり。

野田市関宿総合公園及び野田市営関宿少年野球場指定管理者候補者採点結果

(単位:点)

選定基準	評価項目	配点 (適格要件)	評 価
			毎日・首都圏・シンコースポーツ共同事業体
利用者の平等利用を確保するものであること。	・利用者の平等な利用が図られる内容となっているか。	適格要件	○
施設の効用(設置目的)を最大限に発揮させるものであること。	・施設の設置目的を理解した内容となっているか。	5	3.4
	・施設の利用促進(利用者増)に向け、適切な方策等を講じているか。	5	3.6
	・利用者のニーズを把握し、サービス向上(サービスの質の確保)のための適切な方策等を講じているか。	5	3.6
	・設置目的を効果的に達成する自主事業の提案はあるか。	5	3.4
個人情報の適切な保護が図られていること。	・個人情報の適正な保護のための具体的な方策等を講じているか。	適格要件	○
緊急時の危機管理体制が確立されていること。	・施設の安全管理について具体的な対応が図られているか。 ・緊急時の危機管理のための具体的な方策等を講じているか。	5	3.8
	・利用者の要望、苦情へ対応するための具体的な方策等を講じているか。	5	4.0
現金の取扱い等の経理処理が適切に行われていること。	・現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための具体的な方策等を講じているか。	5	3.4
管理経費の縮減が図られるものであること。	・指定管理に係る経費の設定額は妥当なものとなっているか。	5	3.4
	・管理経費縮減のための具体的な方策等を講じているか。	5	3.6
地元住民の雇用、物品及び役務の調達に際し、地元業者へ配慮すること。	・地元住民の雇用が計画されているか。 ・物品及び役務の調達に際して、地元業者への発注が配慮されているか。	5	3.8
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	・同種(類似)業務の実績は妥当か。 ・施設管理に関する知識を十分に有しているか。	5	3.6
	・経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	5	3.6
	・職員配置等が妥当なものとなっているか。	5	3.4
	・職員の指揮監督及び管理体制が妥当なものとなっているか。	5	3.4
	・人材育成(研修)の方策等は妥当なものとなっているか。	5	3.6
	・一括して第三者に委託することなく、妥当なものとなっているか。	適格要件	○
合計	5点×15項目 計75点満点 (100点満点換算)		53.6 (71.5)

# 第1回野田市総合公園及び関宿総合公園並びに体育施設 指定管理者候補者選定委員会会議録概要

開催日時 令和3年7月7日（水）午後1時15分から午後2時15分まで  
開催場所 野田市役所5階 511会議室  
出席委員 総務部長（副委員長）、自然経済推進部長、行政管理課長、管財課長、  
欠席委員 副市長（委員長）、企画財政部長  
事務局 スポーツ推進課、行政管理課

## 1 開会

## 2 議事

募集要項、仕様書及び応募書類の検討について

<事務局から募集要項、仕様書及び応募書類について説明>

<審議の概要>

○ 募集要項1 ページ管理運営の基本的な考え方について、都市公園法のところに昭和31年法律第79号と追記した方がいいのではないかと。

→ 指摘のとおり、追記させていただく。

○ 募集要項2 ページ施設の管理基準の共用日・共用時間について、関宿みんなのスポーツ広場、関宿ふれあい広場、野田市営関宿少年野球場の共用時間が午前8時30分からだが、欄外で、「ただし、管理時間は午前8時30分から午後9時30分までとします。」とあるが、上記3施設で午前8時30分から予約が入った場合はどのような対応になるか。

→ 現指定管理者においては、午前8時30分から予約が入った場合、予約をした利用者の方と話をし、希望があれば前日に鍵を貸し出す対応をしている。しかし、実際のところ午前8時30分から予約をして利用される方は一部の限られた方で、午前9時以降に予約をして利用される方が大半である。

○ 指定管理者が変わった場合は、同じような対応を求めることになるのか。

→ そういうことになる。

○ 募集要項6 ページ利用料金の見積りについて、コロナの影響を考えないで見積もるのかどうかをどこかに明記しているか。

→ 現時点では明記していないため、8 ページ応募書類の④収支予算書（指定管理料見積書）（様式3）の注釈として追記させていただく。

- 募集要項10ページで訂正があった箇所について、応募書類の受付期間が9月8日（水）から9月15日（水）と土日をまたぐ形になるが、土曜日、日曜日及び祝日を除くという記載を加えた方がよくないか。  
→ 指摘のとおり、追記させていただく。
- 募集要項11ページ指定管理者の審査及び選定の方法について、仮に応募業者が1者しかいなかった場合、第1次審査、第2次審査とあるが、どちらも行うのか。  
→ 応募業者が1者であっても、当初の予定通り第1次審査、第2次審査どちらも行う。
- 仕様書4ページ指定管理者が行う管理運営業務の利用調整業務について、新型コロナワクチン接種業務を参考に、緊急時の利用を追記することは検討したのか。  
→ 緊急時の利用を追記することは検討しなかったが、指摘いただいたとおり、今回のように新型コロナワクチン接種業務等、緊急的な施設利用も想定されることから、  
イ 緊急時の利用  
・野田市が緊急的に施設を利用しようとする場合は、協議に応じること。  
を追記し、「イ予約等の引継ぎ」を「ウ予約等の引継ぎ」に修正させていただく。
- 仕様書4ページスポーツ施設予約システムについて、利用者から使いづらいといった声はないのか。  
→ 体育館事務所前に利用者用に公共施設予約システムを使えるPCを設置しており、公共施設予約システムの操作方法が分からないという利用者の方がいたら、体育館のスタッフが説明をしながら一緒に操作をする対応をしている。
- システムで使いづらい部分を直すとなると、市で修正することができるのか。  
→ 年1回、千葉県電子自治体共同運営協議会に要望を上げる機会があり、そこでメーカーに検討してもらい、いい方向に改善できるものは改善していく。
- 仕様書6ページ利用促進の広報等について、利用促進を図るため、積極的かつ効果的に宣伝・情報提供を行うこととあるが、実際はどのような方法を用いて広報を行っているか。  
→ 現指定管理者においては、野田市報に掲載したり、体育館内の掲示板を利用したりすることで、スポーツ教室などのイベント周知を行っている。その他、指定管理者独自で作成した関宿総合公園のHPや、ツイッターを用いた情報発信も行っている。
- 仕様書7ページ車上荒らし等の未然防止に配慮するとあるが、具体的に何をしているのか。

- 現指定管理者においては、朝（午前8時から）、夕（午後6時から）、夜（午後8時から）の1日3回巡回を行い、車両の盗難や車上荒らし等の未然防止に努めている。
- 仕様書に具体的に何をするか規定しなくてもいいのか。
  - 記載する内容を検討して、追記させていただく。
- 仕様書7ページ、関宿みんなのスポーツの広場、関宿ふれあい広場、関宿少年野場については無料開放とあるが、保険予約（無料なので予約だけはしておき、他の施設が予約できた場合、そのまま使用せずに流してしまうこと）のような形の予約は見受けられないのか。また、そのような事実があるといったクレームはないのか。
  - 一部で稀にこのようなことをする利用者はいるようだが、対策として、抜き打ちの巡回を実施し、予約をしているのに使用をしていない場合は、予約を入れている利用者へ電話連絡をして、都度事情の確認をすることで、「保険予約」がされることがないように予防している。上記のような対策を行うことで、今までにクレームを頂いたことはない。
- 巡回は誰が行っているのか。
  - 指定管理者が行っている。
- 野田市は、無断キャンセル何回で予約できなくなるという規定はないのか。
  - そういう規定はない。
- この保険予約の防止は、指定管理者が自主的に行っていることなのか。仕様書に具体的に保険予約防止のための規定を記載した方がいいのではないかと。
  - 保険予約は把握がしづらく、規定を作ることは難しいので、規定の追記は考えていない。無断キャンセルに関する規定を考えることはできると思うが。ただ、この件もそうだし、先ほどの車上荒らしの件についても言えることだが、規定を作るのであれば、他施設と整合性を取る必要があることから、関宿体育館だけではなく他施設も共通の仕様書を作らなければならないと思う。
- 仕様書8ページスポーツ振興事業について、スポーツ推進都市宣言絡みで、指定管理者としてスポーツ推進に寄与するための新たな取組を求めているかどうか。
  - 指摘いただいたとおり、追記する。追記する内容は検討する。
- 仕様書8ページ指定管理者が行う維持管理業務の保守管理業務について、日常的に点検を行うとあるが、平成27年7月23日付け営繕課長事務連絡の建築物における日常点検の励行についてに関する記載を行う必要はないか。

- 指摘のとおり、「建築物における日常点検の励行について（平成27年7月23日付け営繕課長通知）」の実施方法として作成された、「施設管理者等による施設点検マニュアル（令和元年11月8日付け営繕課長通知）」に基づき、日常的に点検を行い、施設本来の状態を保つこと。」に修正させていただく。
- 仕様書10ページその他施設のグラウンド・ゴルフ場について、野田市が野田市グラウンド・ゴルフ協会へ環境整備の一部を協力依頼していることからとあるが、環境整備及び調整とは具体的には何をするのか。また、市はこのことに何か関与するのか。これと同様の記述が、関宿みんなのスポーツの広場における野田市ソフトボール協会、関宿少年野球場における野田市少年野球連盟にもあるので、合わせて教えていただきたい。
- 環境整備の実施内容としては、グラウンド・ゴルフ場については芝生及び通路部分の人力抜根除草、関宿みんなのスポーツの広場及び関宿少年野球場については機械（外野部分）や人力（内野部分、倉庫周辺）による除草作業や内野部分の整地作業などが挙げられる。また、調整とは、具体的には、作業日の連絡を受けたら、その日は利用予約が入らないようにするといった日程調整、どういう作業をすればいいかなどの相談を受けたりする作業内容の調整などを指す。野田市としては、各連盟に毎年年度末に環境整備依頼を出し、作業報告を受けて、謝礼の支払を行う。現場との細かい調整は指定管理者に行ってもらおう。
- 1年間で何回くらい実施されるのか。
- 上限作業時間を設定しており、その中で何回行うのかは各連盟にお任せしている。
- 仕様書11ページ夕日ヶ池の大賀ハスの管理について、天然記念物を取り扱うための資格は必要ないのか。
- 特に必要ない。
- 仮に枯らしてしまった場合、責任問題は発生するのか。
- 仕様書のとおり適切な管理を行わなかった等、管理上の瑕疵によるものについては、指定管理者の責任により原状回復をしてもらう。ただし、天災等指定管理者の管理上の瑕疵によらないものについては、責任は問わない。
- 仕様書12ページ雇用等への配慮について、物品及び役務の調達に当たっても、可能な限り地元業者に発注とあるが、指定管理者の関連会社に安価に調達ができることで市外業者が採用されることがこれまであったが、市内業者から見積りを徴し、比較することはできるか。
- 物品及び役務の調達に当たっては、可能な限り地元業者に発注するように努めることが基本な考えとなるので、市内業者からも見積りを徴して比較し、安価な業者



を採用していただくことになる。現指定管理者においても、市内業者と比較した結果、安価である関連会社を採用している。

- 仕様書14ページの利用料金等の収入の減免について、「減免することとする」ではなく「減免することができる」の方がいいのではないか。  
→ 規則第12条第1項各号には、同項各号に該当する場合には減免をすると規定されていることから、「減免することとする」と記載している。
  
- 仕様書14ページ利用料金等の収入の還付について、条例では使用料等の還付の規定はあるが、利用料については規定されていない。実際に還付する場面が想定されるのであれば、条例を改正した方がいいのではないか。  
→ 施設利用の予約は、事前に行うものであるが、利用料金は、利用の際に納付してもらうことから、還付は生じない。このため、仕様書③還付の項目を削除する。
  
- 仕様書14ページ利用料金等の収入の自動販売機の電気料について、「指定管理者が負担する」と書くよりは、「指定管理者が支払う」という方がよくないか。自販機の設置者から電気料を徴収するのだから、実質的には指定管理者の負担はないと思うので。  
→ 指摘のとおり、指定管理者が支払うに修正させていただく。
  
- 仕様書18ページ文書の管理についての打合せ記録とは、何の打合せか。  
→ 施設での打合せは、施設修繕等に係る業者との打合せ、各種スポーツ協会や連盟等が行うスポーツ大会やイベントの開催に向けた事前打合せ等である。  
野田市との打合せは、施設の管理運営全般に関する事項、施設の修繕工事等に関する打合せ等である。

#### <審議の結果>

募集要項、仕様書及び応募書類について、指摘事項の修正も含めて原案どおり決定

### 3 閉会

## 第2回野田市関宿総合公園及び野田市営関宿少年野球場 指定管理者候補者選定委員会会議録概要

開催日時	令和3年11月17日（水）午後3時40分から午後5時まで
開催場所	市役所8階 大会議室
出席委員	副市長（委員長）、総務部長（副委員長）、企画財政部長、 自然経済推進部長、行政管理課長
欠席委員	管財課長
事務局	スポーツ推進課、行政管理課

### 1 開会

### 2 議事

- (1) 野田市関宿総合公園及び野田市営関宿少年野球場指定管理者指定申請に係る  
第1次審査（資格要件）結果について（報告）

<事務局より応募状況と第1次審査結果について説明>

- ・応募団体は1者
- ・第1次審査の結果、適格要件を満たしていた

- (2) 野田市関宿総合公園及び野田市営関宿少年野球場指定管理者指定申請に係る  
第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

ー毎日・首都圏・シンコースポーツ共同事業体が入室ー

<プレゼンテーション>

- ・事業計画書等の概要について説明

<質疑応答>

- 事業計画書3ページ、ネーミングライツについて書かれているが、今現在ネーミングライツを取得している実績があるか。  
→ 久喜市の総合体育館のメインアリーナとサブアリーナに、毎日興業アリーナ久喜という名称でネーミングライツを取得している。期間は指定管理期間である令和3年度からの3年間である。
- 事業計画書3ページ、各種プロスポーツイベントとあり、今まで千葉ジェッツ（バスケットボール）と連携した活動を行っていると思うが、他のスポーツで連携できるスポーツチームがあったら教えてほしい。  
→ TT彩たま（卓球）、大宮アルディージャ（サッカー）、浦和レッズ（サッカー）、Vリーグ（バレーボール）、西武ライオンズ（野球）、エネオス（バスケット

トボール)、日本ユニシス(バドミントン)などつながりがあり、誘致ができるのではないかと考えている。

○ 事業計画書16、17ページ、サブアリーナLED化及び休息エリア等の設置に係る経費については、指定管理予算に含めているのか。

→ LED化に関しては、光熱費は実績ベースで予算を組み、工事費は指定管理予算に含めていない。LED化によって、光熱費を安く抑えた分で、工事費は回収できると考えている。また、休息エリア設置等美観整備に係る経費としては、令和4年度の消耗品と修繕費に計上している。

○ 事業計画書10ページ、スマートフォン教室について、これまでも実施はしていたのか。

→ 昨年度実施実績あり。

○ 事業計画書11、12ページ、リモートワークスペースの提供の中で、専用Wi-Fiの設置とあるが、利用者向けにパスワードを設定する形式のものか。

→ セキュリティの問題もあるので、利用者向けにパスワードを設定する予定である。

○ これはリモートワークスペースを使っているときだけでなく、常設か。また、災害時にオープンにすることは可能か。

→ 常設である。また、災害時等はオープンにして、市民が利用できる体制を構築したいと考えている。

○ 事業計画書2ページ、機会の平等の追求の中で、SNSの活用のことについて書かれているが、SNS弱者に対する対策は何か考えているか。

→ 市報を活用した情報提供や、施設案内パンフレットの刷新をして近隣の公共施設に配架し、施設の周知活動を図りたいと考えている。

○ 事業計画書50ページ、雨水貯留タンクの設置について、体育館だけでなく、少年野球場の方にも設置するつもりなのか。

→ 体育館を始めとして、今後その他の場所にも設置することを検討したい。

○ 少年野球場の利用促進という観点の提案がなかったように思えたが、何かあるか。

→ 事業計画書17ページのリフレッシュ計画に記載しているが、木製ベンチのリニューアルを行い、利用者が快適に過ごせる環境作りをすることで利用促進につなげていきたいと考えている。

- 何かイベントの開催は考えているか。
  - 前出の質問で、連携できるスポーツチームについて説明したが、野球教室を行うことを検討していきたい。その他にも、少年野球場を利用したパラスポーツ体験イベントの実施も計画していきたいと考えている。
  
- 委託業務計画書の植栽管理の項目に、専門性のためという理由で毎日興業株式会社が記載されているが、これは毎日興業の職員が直接実施しているということなのか。
  - プランターの設置等、自分たちでできることは関宿体育館の職員が実施するという意味で記載している。なお、植木選定や除草業務に関してはシルバー人材センターに委託している。

－毎日・首都圏・シンコースポーツ共同事業体が退室－

<採点整理>

- ・各委員が説明及び質疑応答を基に採点

(3) 野田市関宿総合公園及び野田市営関宿少年野球場指定管理者候補者指定申請に係る第2次審査合格者の決定（指定管理者候補者の決定）について

<第2次審査の評価票の集計結果について事務局説明>

- ・第2次審査の評価票のうち、適格要件は全ての委員が適格と評価した。
- ・集計の結果、評価項目15項目75点満点に対し、毎日・首都圏・シンコースポーツ共同事業体は、53.6点で100点満点に換算すると71.5点であり、合格最低基準の6割を満たしていた。

<審議の概要>

- ・毎日・首都圏・シンコースポーツ共同事業体を指定管理者候補者として今後協議に入ることとしてよろしいか。
  - 異議無し

<審議の結果>

野田市関宿総合公園及び野田市営関宿少年野球場の指定管理者候補者は、毎日・首都圏・シンコースポーツ共同事業体と決定する。

<事務局から今後の日程について説明>

3 閉会